

経済産業省告示第五十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十五日

経済産業大臣 直嶋 正行

本則第十五号中「第九条第一号イ（二）」の下に「若しくは（六）」を加え、本則第十六号中「ホ若しくはへ」を「若しくはホ」に改め、本則第二十号中「又はヲ」を「、ヲ又はワ」に改める。